

令和4年度 お知らせ



環境省
実施事業

二酸化炭素排出抑制 対策事業費等補助金

(浄化槽システムの脱炭素化推進事業)



浄化槽用のソーラー発電設備などの導入事業も新たな補助対象に!!

30人槽以上に
対象拡大!!

合併処理浄化槽の本体や
ブロワ・ポンプなどを
最新の省エネ仕様へ
更新するチャンス!!

補助率
1/2

公募期間：令和4年4月20日～11月30日

(予算満額となった場合は、その時点で募集終了となります)

令和4年度 執行団体 一般社団法人 全国浄化槽団体連合会

<https://www.zenjohren.or.jp> TEL:03-3267-9757 FAX:03-3267-9789 MAIL:inquirydcb@zenjohren.or.jp



概要

1



最新型の高効率機器への改修事業

浄化槽の所有者が30人槽以上の既設合併処理浄化槽に付帯する電動機器(ブロワやポンプ等)を最新型の高効率機器(高効率ブロワ等)へ改修する他、

ブロワ稼働時間を効率的に削減可能なタイマーやインバーター装置等を導入することにより対象機器の年間消費電力量(CO_2 排出量)を事業前に比して(併せて、下記(3)事業によって太陽光発電など再生可能エネルギー設備を導入する場合はそれによる削減効果を含む)

20%以上
削減する事業



2



先進的省エネ型浄化槽への交換事業

30人槽以上の既設合併処理浄化槽から先進的な省エネ型浄化槽への本体交換によって、浄化槽全体での年間消費電力量(CO_2 排出量)を事業前に比して(併せて、下記(3)事業によって太陽光発電など再生可能エネルギー設備を導入する場合はそれによる削減効果を含む)

46%以上
削減する事業



(※ 規模見直し等により高い削減率を達成するものは優先的に採択)

3

再生可能エネルギー設備の導入事業

上記(1)又は(2)事業と併せて実施する再生可能エネルギー(太陽光発電、蓄電池等)の導入事業であり、下記各項目を満たすこと。

- ア 再生可能エネルギー設備は、(1)又は(2)により改修又は交換した浄化槽において必要とされる電力量を賄う設備で、平時及び災害時にその浄化槽で自家消費されることが可能なものであること。
- イ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度(FIT)による売電を行わないものであること。また、令和4年度に運用開始が予定されているFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないものであること。
- ウ 太陽光発電設備等の設置や電力供給等、補助事業の実施にあたっては、関係諸法令・基準等を遵守すること。
- エ CO_2 排出量の削減が図れるものであること。
- オ 蓄電池は、下記を満たすこと。
 - ・据置型(定置型)であること。



- ・停電時のみに利用する非常用予備電源ではないこと。
- ・原則として、系統からの充電は行わず、再生可能エネルギー設備によって発電した電気を蓄電するものであること。
- ・平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
- ・余剰電力を発生させないものであること。(やむを得ない場合を除く)
- ・再生可能エネルギー設備等によるエネルギー供給量が把握可能で、 CO_2 削減効果の実績を把握できるよう措置すること。
- ・家庭用蓄電池設備については、上記に加えて、交付規程に定める「家庭用蓄電池設備の要件」の各項目を満たすこと。

